
2 認知症対策の推進に関する施策

| | |
|--------------------|----|
| (1) 認知症高齢者への支援 | 67 |
| ①認知症高齢者に対する取り組み | 67 |
| ②認知症に対する理解・相談体制の整備 | 70 |
| ③認知症に関する医療の推進 | 73 |
| (2) 高齢者の権利擁護への取り組み | 74 |
| ①高齢者虐待の防止 | 74 |
| ②成年後見制度等の利用促進 | 77 |

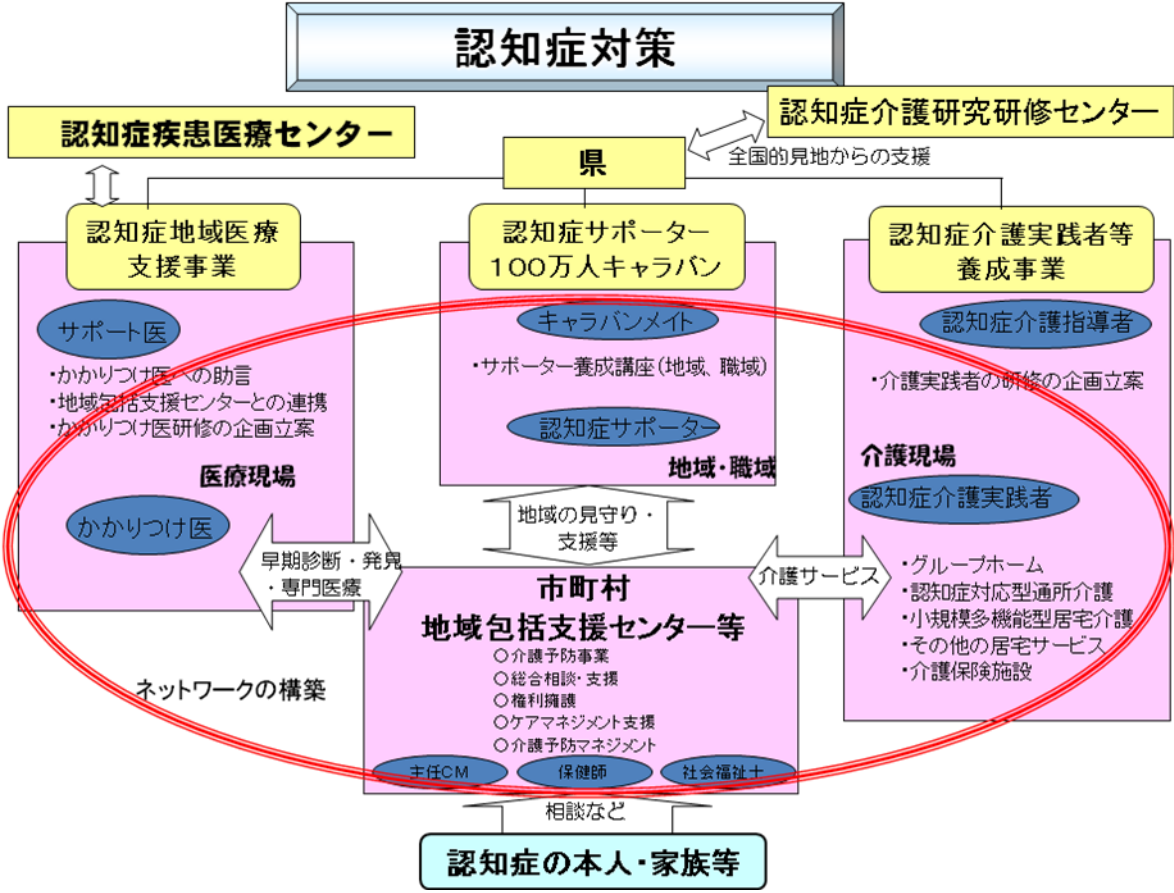
(1) 認知症高齢者への支援

①認知症高齢者に対する取り組み (高齢福祉課・H27年度～地域医療推進課含む)

【事業内容】

高齢化の進行に伴い、今後更に認知症高齢者の増加が予測される (P27 参照) ことから、認知症高齢者とその家族が尊厳を保ちながら住み慣れた地域 (在宅) で穏やかな生活を送ることを可能にすることが求められています。

認知症高齢者への対応は重要な課題であることから、認知症医療体制の充実や認知症介護の知識や技術を高めるとともに、認知症の早期発見の仕組みづくり、認知症介護を担う人材の育成や地域による支え合いなど総合的な支援を行います。



【現状及び課題】

○ 高齢者人口、特に後期高齢者人口が増加することが推計されていることから、認知症高齢者も増加していくものと予想されます。

■ 県内認知症高齢者の推計 (単位：万人)

| 平成 24 年 | 平成 27 年 | 平成 32 年 | 平成 37 年 |
|---------|---------|---------|---------|
| 5. 2 | 5. 8 | 6. 8 | 7. 7 |

※平成 24 年 8 月厚生労働省発表の全国推計「認知症高齢者の日常生活自立度」Ⅱ以上の高齢者数について」をもとに推計

- 認知症高齢者は、特有の精神症状や問題行動があるため、他の要介護認定者とは質、量ともに異なった介護が必要となり、介護する側の家族にとっては多大な精神的、肉体的な負担が伴います。

このため、認知症の人と家族の会の自主活動（交流会や電話相談、講演会、会報発行など）への支援を行っています。

- 認知症高齢者について、保健・医療・福祉の専門的観点から適切な評価（アセスメント）を行い、状態に応じて必要とされるサービスが提供されることが必要です。また、認知症介護の実践者の質の向上を図る必要があります。

このため、指導的立場にある者に対して、認知症介護指導者養成研修及びフォローアップ研修、介護職員等に対する認知症介護実践リーダー研修及び認知症介護実践者研修を行っています。

更に認知症介護の理念・知識等を取得するために、認知症対応型サービス事業管理者研修、小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修及び認知症対応型サービス事業開設者研修を行っています。

- 認知症になっても住み慣れた地域（在宅）で安心して暮らせるようにするためには、高齢者自身もしくは家族等が、軽度の認知機能障がいにも早く気づき、保健・医療・福祉の専門的な観点から早期の相談・対応による適切なサービスが提供されるよう、地域の支援体制を充実する必要があります。

このため、各市町村において、認知症の初期の段階で専門医との連携のもとに、認知症の人やその家族に対して、保健・医療・福祉の専門職が戸別訪問を行い適切な支援を行う「認知症初期集中支援チーム」の設置を推進する必要があります。

また、認知症施策の「旗振り役」となり、地域の実情に応じた医療機関・介護サービス事業所と地域の支援機関をつなぐ連携支援や認知症の人やその家族を支援する相談業務などを行う認知症地域支援推進員を各市町村に配置する必要があります。平成 26 年 4 月現在、美濃加茂市、恵那市、笠松町、養老町の 4 市町に配置されていますが、今後、県内全市町村への配置を推進する必要があります。

【目 標】

- 認知症の早期発見と早期対応により適切な対応がなされるよう、市町村を中心とした地域の支援体制の整備が必要です。

このため、認知症初期集中支援チームの設置、認知症地域支援推進員の配置を進めます。

認知症初期集中支援チーム設置市町村数

| | | |
|----------|---|----------|
| 平成 26 年度 | | 平成 30 年度 |
| 0 市町村 | → | 42 市町村 |

認知症地域支援推進員配置市町村数

| | | |
|----------|---|----------|
| 平成 26 年度 | | 平成 30 年度 |
| 4 市町村 | → | 42 市町村 |

【施 策】

- 医療・介護関係者や有識者等からなる岐阜県認知症施策推進委員会を開催し、県の認知症施策の方向性などを検討します。
- 認知症の人と家族の会の自主活動を引き続き支援します。

- 認知症介護指導者養成研修及びフォローアップ研修、介護職員等に対する認知症介護実践リーダー研修及び認知症介護実践者研修を引き続き実施します。
また、認知症対応型サービス事業者管理研修、小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修及び認知症対応型サービス事業開設者研修についても引き続き実施します。
- 認知症初期集中支援チームの設置、認知症地域支援推進員の配置に全市町村が取り組めるよう情報提供などを行います。
- 認知症の人が認知症の人を介護する、いわゆる「認認介護」など認知症の介護の実態を把握するため、関係機関の協力を得ながら調査を行います。

②認知症に対する理解・相談体制の整備（高齢福祉課・H27年度～地域医療推進課含む）

【事業内容】

高齢者に認知症の症状が現れたとき、家族をはじめとする周囲の方々が、初期の段階で発見し正しい対処をすることで、認知症の治療や認知症の進行を遅らせることが可能です。

そこで、家族や高齢者介護に携わる方々だけでなく、広く県民に対し、認知症の早期診断の必要性についての知識を普及するとともに、認知症に関する相談体制を整備します。

また、認知症に関する正しい知識を広く県民に周知し、正しく理解してもらうことにより、認知症の予防の推進や、認知症の人とその家族が安心して暮らせる地域をつくります。

更に、認知症により徘徊する高齢者が行方不明となる事案が発生しているとともに、身元不明の認知症高齢者が保護される場合もあることから、早期発見等に結びつくような対策を講じます。

【現状及び課題】

- 認知症に関する相談窓口は、地域包括支援センターや認知症疾患医療センター、かかりつけ医などがあります。
- 認知症相談窓口の周知を図り、適切な指導ができる専門知識を持った職員を配置するとともに、困難事例に対してはさらに専門機関から指導ができるよう連携体制の整備が必要です。
- 高齢者だけでなく地域社会全体に対して、より一層、認知症の正しい理解を普及・啓発する必要があります。

これまで、県医師会と連携して、認知症理解普及講座を実施しています。

平成26年度実績… 1回開催、150人参加

- 認知症の理解を深めるため、認知症予防の一つの手法である「学習療法」（P72参照）を普及するための講演会を県内各地で実施しています。

平成26年度実績… 1回開催、300人参加

- 認知症の理解を深め、正しい知識の普及啓発を図るとともに、認知症の人や家族を見守り支援するため、市町村が行う認知症サポーター（P72参照）養成を支援しています。

前回計画の目標70,000人（平成26年度末）に対して、平成26年3月31日現在で、77,391人が養成されています。

- 認知症サポーターのうち、意欲のある人については、その活用とスキルアップについて検討する必要があります。
- 認知症の方を介護されている方の精神的な負担軽減をするため、同様の介護者、地域の人、専門家と情報共有などができる場が必要です。このような場となる認知症カフェの取組みは、一部の地域にとどまっています。
- 平成26年9月から、認知症を介護する家族の方が、外出先等で周囲の方の配慮を受けられるよう、介護中であることを周囲に知らせるための「介護マーク」を作成し、市町村窓口等を通じて配布しています。

■介護マーク



- 認知症高齢者等が行方不明になった場合などにおける県内市町村間と県との情報共有のルールを作り、行方不明等高齢者の早期発見等に努めています。
- 警察、消防、金融機関などとの連携を図り、行方不明高齢者を早期発見するための体制を構築している市町村は一部にとどまっています。
- 認知症の人や判断能力の低下した高齢者が、消費者トラブルに巻き込まれるケースが増加しています。

【目 標】

- 認知症の理解を深め、正しい知識の普及啓発を図るとともに、認知症の人や家族を見守り支援するため、引き続き市町村が行う認知症サポーター養成を支援します。

認知症サポーター養成数

| | | |
|----------|---|----------|
| 平成 25 年度 | | 平成 29 年度 |
| 7. 7 万人 | → | 13. 0 万人 |

- 警察、消防、金融機関などとの連携を図り、行方不明高齢者を早期発見するための体制を全市町村で構築できるよう支援します。

徘徊見守りSOSネットワークに類する事業実施市町村数

| | | |
|----------|---|----------|
| 平成 26 年度 | | 平成 29 年度 |
| 4 市町村 | → | 42 市町村 |

【施 策】

- 地域包括支援センターで認知症に関する適切な対応ができるよう地域包括支援センター職員の研修を実施します。
- 地域包括支援センターが、認知症疾患医療センターや認知症サポート医などの医療や居宅介護支援事業所・介護施設等が連携して、困難事例に対応できるよう支援体制の整備を支援します。
- 小・中学生等の若年者も含め、高齢者とともに暮らす家族や地域の方々が認知症の理解を深めるため、正しい知識を普及啓発します。
- 認知症キャラバンメイト（P72参照）を養成するとともに、市町村が行う認知症サポーター養成を引き続き支援します。
- 認知症サポーターが復習を兼ねて学習する機会の設置によるスキルアップや、その活用について検討されるよう市町村へ先進事例の取組みを紹介します。
- 県民向けに認知症の理解を深めるための講演会などの取組みを県内各地で引き続き実施します。
- 地域の実情に応じて認知症カフェが実施されるよう、先進事例を紹介するとともに、その企画を担う認知症地域支援推進員の設置を支援します。
- 引き続き「介護マーク」の配布を行います。
- 市町村向け会議において、徘徊見守りネットワーク構築のための先進事例の紹介などの情報提供を行います。
- 高齢者の消費者トラブルの防止のため、消費生活出前講座などを通じ啓発を実施するとともに、民生委員やケアマネジャーなどとの連携も行います。

<認知症サポーターとは>

[認知症サポーターの役割]

- ・ 商店や交通機関、金融機関など、それぞれの生活場面において、見守り、声かけなどを行い、地域で暮らす認知症の方やその家族の生活を直接サポートします。
- ・ 地域で生活する認知症高齢者と様々な社会資源とをつなげる窓口となります。

[認知症サポーターになるには]

- ・ 地域の住民集会、学校、職場などで開催される認知症サポーター養成講座を受講した方が認知症サポーターとなります。

<認知症キャラバンメイトとは>

認知症キャラバン・メイトは、認知症サポーター養成講座の講師です。

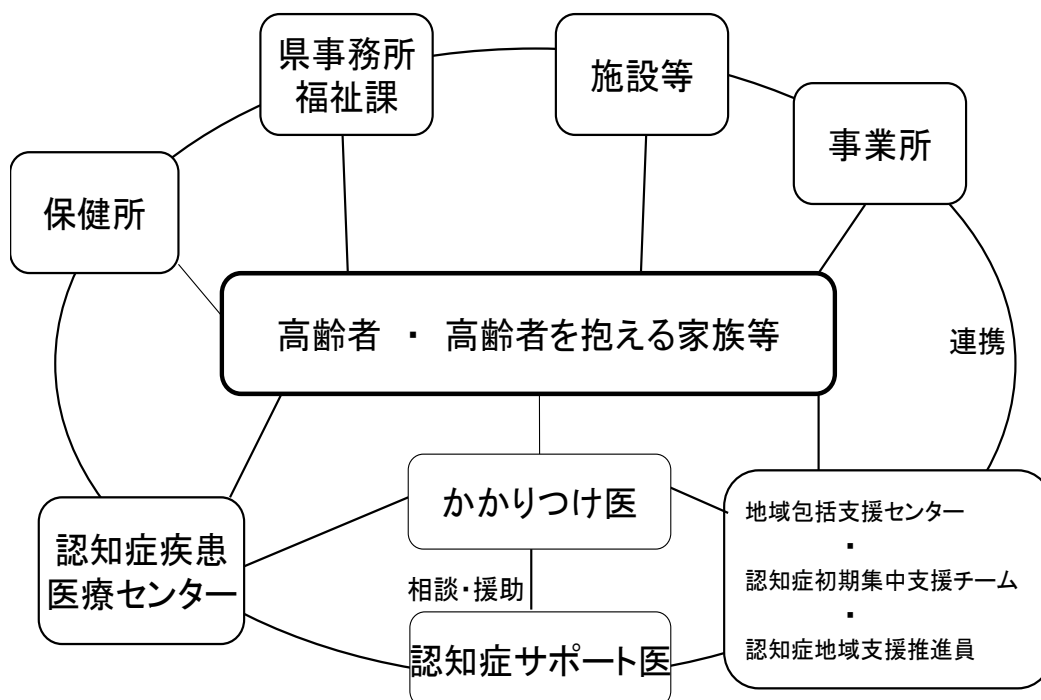
◇キャラバンメイト養成講座の受講資格者

- ・ 地域包括支援センター職員
- ・ 認知症介護実践（実務者）研修受講者
- ・ 介護事業所職員、介護相談員
- ・ 公益社団法人認知症の人と家族の会会員 他

<学習療法とは>

- ・ 簡単な計算や音読を毎日継続的に行うことで、脳の多くの領域、特に左右脳の前頭前野（思考、行動の抑制、コミュニケーション、意思決定、情動の制御、記憶のコントロール等をつかさどる脳）が活性化し、それが効果的な刺激となって低下しつつある脳機能が向上することにより、認知症の予防・改善を図る脳のリハビリテーションの手法です。

認知症の相談体制



③認知症に関する医療の推進（高齢福祉課・H27年度～地域医療推進課）

【事業内容】

認知症高齢者とその家族が尊厳を保ちながら住み慣れた地域（在宅）で穏やかな生活を送ることができるようにするために、認知症を早期発見・早期診断し、適切な治療につなげることができる体制の整備を図っています。

【現状及び課題】

○ 認知症の原因疾患等によっては治療等により維持・改善することができるようになってきました。

○ 認知症の早期発見・早期診断のためには、一般患者として日常的な身体疾患に対応し、健康管理を行う「かかりつけ医」の役割が重要です。

このため、かかりつけ医の理解と協力を得るため、かかりつけ医認知症対応力向上研修を実施しています。

平成18年度～25年度実績…778人受講

○ 認知症に関して、かかりつけ医への助言やその他の支援を行い、認知症疾患医療センターや地域包括支援センター等との連携などで地域での認知症医療のキーパーソンとなる「認知症サポート医」の役割が重要となっています。

認知症サポート医養成実績…68人養成（平成26年度末現在）

また、県医師会において、認知症サポート医が中心となって地域での認知症高齢者への支援体制を構築する認知症サポート体制構築事業を実施しています。

○ 病院での認知症の人の手術や処置が適切に実施されるように、病院勤務の医師、看護師等の医療従事者が、認知症の人や家族を支えるために必要な基本知識などを修得するための研修を平成26年度から開始しました。

○ 認知症に伴う行動・心理症状（BPSD）として、妄想、幻覚、徘徊等があり、在宅での家族によるケア及び介護保険施設や認知症対応のグループホームでの受け入れを困難なものとしています。また、認知症で入院している患者の多くは慢性期の身体疾患も抱えており、こうした精神・身体症状の急性期対応が課題となっています。

また、BPSDが生じてから医療を受診するのではなく、認知症の早期から、専門医療機関を受診して、正確な診断・治療を行うことができる体制整備が必要です。認知症疾患にはアルツハイマー病や脳血管病等によるものが含まれ、原因疾患により、ケアや医療の内容が異なるため、鑑別診断をした上で適切な療養方針を決定することが不可欠です。

このため、認知症に関する専門医療の提供や専門医療相談、また地域連携の役割を担う認知症疾患医療センターを平成23年5月から県内5圏域に7箇所設置しています。今後は認知症疾患医療センターを着実に運営していくことが必要です。

■ 認知症疾患医療センター（地域型）指定病院

| 圏域名 | 指定病院 |
|-----|------------|
| 岐 阜 | 公益社団法人岐阜病院 |
| 岐 阜 | 黒野病院 |
| 西 濃 | 大垣病院 |
| 中 濃 | 慈恵中央病院 |
| 中 濃 | のぞみの丘ホスピタル |
| 東 濃 | 大湫病院 |
| 飛 騨 | 須田病院 |

- ・ 認知症疾患医療センターの活動状況 (H23.5～H26.3)

| |
|--|
| 相談件数…8,854件（うち電話相談5,968件） 認知症を主訴とする外来件数…90,897件 |
|--|

- 若年性認知症は、65歳未満のいわゆる現役世代が発症することから、認知症が始まっているとは気づかず、診断前に症状が進行することもあるため、若年性認知症の理解の促進や早期に診断される仕組みづくりが重要となっています。

【目 標】

- 医師向けの「かかりつけ医認知症対応力向上研修」受講者数及び「認知症サポート医」の増員を引き続き図ります。

かかりつけ医認知症対応力向上研修受講者数

| | |
|----------|----------|
| 平成 25 年度 | 平成 29 年度 |
| 778人 | → 1,200人 |

認知症サポート医数

| | |
|----------|----------|
| 平成 26 年度 | 平成 29 年度 |
| 67人 | → 98人 |

【施 策】

- かかりつけ医認知症対応力向上研修を引き続き実施します。
- 認知症サポート医の養成に引き続き取り組みます。
また、県医師会が進める認知症サポート体制構築事業を支援します。
- 病院における医療従事者向けの認知症に関する研修を引き続き実施します。
- 認知症疾患医療センターの運営にあたり、認知症医療連携協議会の開催など認知症疾患医療センター本来の地域連携業務に併せて、市町村など地域と連携した取り組みをすることで、認知症医療の普及を図ります。
このため、認知症疾患医療センターが市町村等と連携した事業などを実施する場合や若年性認知症対策に取り組む場合等に支援を行います。

(2) 高齢者の権利擁護への取り組み

① 高齢者虐待の防止 (高齢福祉課・人権施策推進課)

【事業内容】

「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（以下「法」という。）」などに基づき、高齢者を虐待という権利侵害から守り、尊厳を保持しながら安定した生活を送ることができるよう支援する体制構築等のさらなる推進を図ります。

【現状及び課題】

- 高齢者が、養護者(※1)や養介護施設従事者等(※2)から受ける虐待が深刻な状況にあり、その防止が急務となっています。

■ 県内虐待件数（市町村の受案件数のうち虐待と判断した件数）（単位：件）

| 年度 | 合計件数 | 養護者による虐待件数 | 養介護施設従事者による虐待件数 |
|----|------|------------|-----------------|
| 23 | 224 | 224 | 0 |
| 24 | 170 | 169 | 1 |
| 25 | 179 | 170 | 0 |

出典：『高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律に基づく対応状況等に関する調査』、厚生労働省

■ 全国虐待件数（単位：件）

| 年度 | 合計件数 | 養護者による虐待件数 | 養介護施設従事者による虐待件数 |
|----|--------|------------|-----------------|
| 23 | 16,750 | 16,599 | 151 |
| 24 | 15,357 | 15,202 | 155 |
| 25 | 15,952 | 15,731 | 221 |

出典：『高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律に基づく対応状況等に関する調査』、厚生労働省

- 高齢者虐待とは、身体への暴力、養護を著しく怠る（ネグレクト）、心的外傷を与えるような言動、性的虐待、経済的虐待（年金の横領など）をいいます。
- 養護者による高齢者虐待への対応は、法により相談、助言や必要な措置、立ち入り調査を市町村が行うこととなっています。
このため、市町村及び地域包括支援センターが虐待事例に適切に対応できるよう職員研修を実施しています。
また、市町村が困難事例等に対応する際の支援として、弁護士及び社会福祉士の専門家を派遣しています。
- 養護者による高齢者への虐待は、養護者の過重な負担によるストレス等が起因していることから、養護者の負担の軽減や支援が必要です。
- また、各市町村（保険者）の実施した「日常生活圏域ニーズ調査」（平成25年度～26年度実施）によると、家庭での介護の担い手は配偶者が最も多く、高齢者による高齢者の介護は、在宅介護の4割を占め、介護を担っている高齢者へのサポートが必要です。

※1 養護者：高齢者を現に養護する者であって養介護施設従事者等以外の者をいいます（法第2条第2項）。

※2 養介護施設従事者等：以下のいずれかに該当する者をいいます（法第2条第5項）。

- ① 養介護施設（老人福祉法に規定する老人福祉施設、有料老人ホーム、介護保険法に規定する地域密着型介護老人福祉施設、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、地域包括支援センター）の業務に従事する者
- ② 養介護事業（老人福祉法に規定する老人居宅生活支援事業、介護保険法に規定する居宅サービス事業、地域密着型サービス事業、居宅介護支援事業、介護予防サービス事業、地域密着型介護予防サービス事業、介護予防支援事業）において業務に従事する者

- 被虐待高齢者のうち認知症の方が4割以上（※）を占めていることから、認知症に関する正しい理解の更なる普及を図る必要があります。
- 高齢者に対する就職差別、介護を必要としている高齢者に対する介護者による虐待など、高齢者に関わる人権問題の解消に向けて啓発事業を実施しています。

【施 策】

- 養護者に対する支援
 - ・ 高齢者の権利擁護や予防的観点から、養護者の介護負担を軽減する在宅医療・介護サービスの充実を図るとともに、助け合い（生活支援）活動や見守りネットワーク活動等の地域での支え合いによる制度外サービスの普及を推進します。
 - ・ 地域包括支援センターにおいて、仕事と介護の両立についての相談など個別ケースに適した支援が確実に提供されるよう関係機関との連携・調整を行うなど、対応の更なる充実が図られるよう職員の資質向上を図ります。
- 家庭における養護者による高齢者虐待への対応

市町村が虐待事例に適切に対応できるよう、市町村及び地域包括支援センター職員研修を引き続き実施します。

また、市町村の困難事例対応を支援するため、弁護士及び社会福祉士等専門家の派遣を引き続き実施します。
- 養介護施設従事者等に対する研修

法の内容の更なる周知徹底を図るとともに、養介護施設従事者などに対する研修等を実施し、高齢者虐待防止の徹底と介護サービスの質の向上を図ります。
- 施設等の職員による高齢者虐待への対応

施設等の職員による高齢者虐待への対応は、法により通報を受けた市町村が、県に報告することとなっています。県はその報告により老人福祉法又は介護保険法による監督権限を行使して、虐待防止について適切に対応します。
- 高齢者虐待防止に関する啓発

岐阜県人権啓発指導員による「高齢者の人権等」に関する出前講座を実施するとともに、各種の人権啓発事業の機会をとらえ、パンフレットの配布等による啓発を推進します。

※ この数値は、「認知症である老人の日常生活自立度判定基準」により日常生活自立度Ⅱ以上の方の割合です。

②成年後見制度等の利用促進（高齢福祉課・地域福祉国保課）

【事業内容】

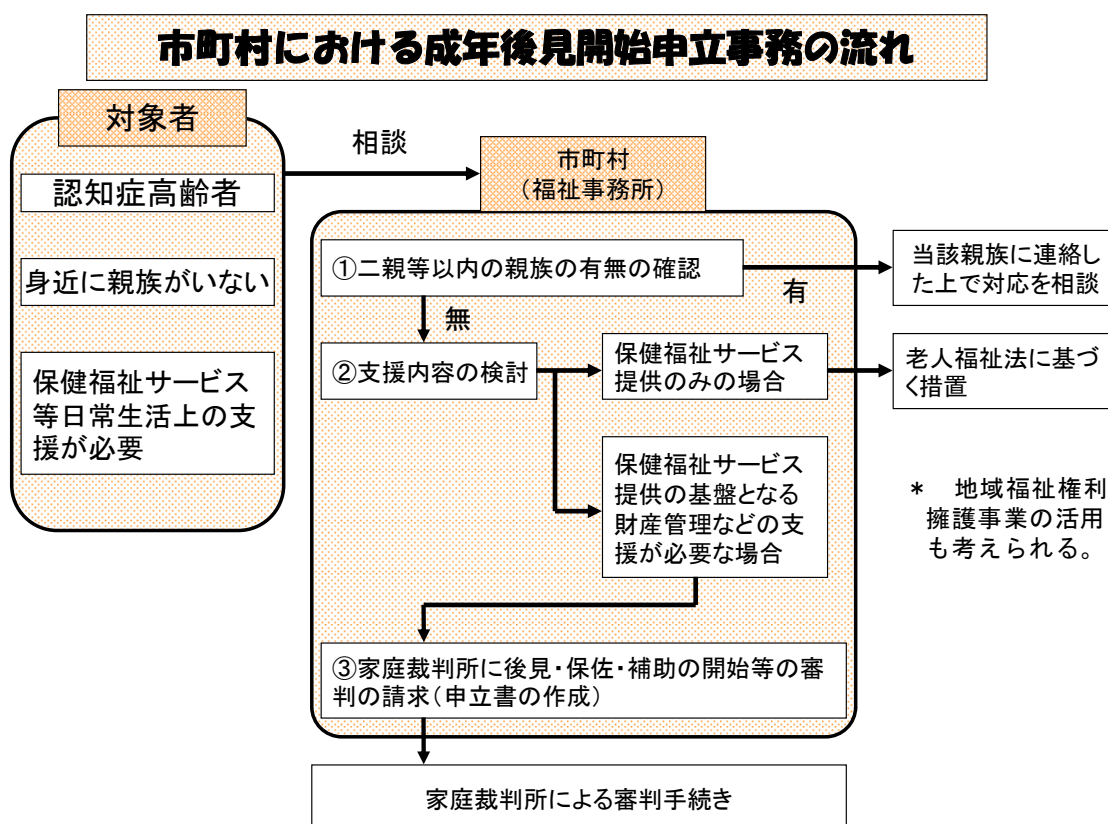
判断能力が不十分となった高齢者やひとり暮らし高齢者等を支援するため、成年後見制度利用を促進するとともに、申立人のいない高齢者については市町村長申し立て制度を促進するなど、福祉サービスの利用や契約が適切に行われるよう支援を行っています。

地域包括支援センターが地域の中核機関として権利擁護を促進しています。

また、契約等の法律行為全般を行う仕組みである成年後見制度とは別に、福祉サービスの契約など利用手続きにあたっての支援や日常的な金銭管理などを支援するため、県社会福祉協議会が日常生活自立支援事業の取り組みを行っています。

【現 状】

- 認知症高齢者など判断能力の不十分な方の保護を図るため、平成12年度に創設された成年後見制度は、高齢者などの権利擁護に大変重要な役割を果たすものとなっています。



- 軽度の認知症高齢者などの判断能力が十分ではない方の財産や権利を保護する仕組みとして、福祉サービスの契約など利用手続きにあたっての支援や、日常的な金銭管理などを行う日常生活自立支援事業があります。この事業は県社会福祉協議会で取り組まれています（一部の業務を各市町村社会福祉協議会へ委託）。

県では、円滑な制度の定着と実施に向け、県社会福祉協議会による、市町村社会福祉協議会の専門員の配置など実施体制の強化や、専門員と地域の生活支援員に対する研修会の開催などの取り組みに対し支援を行うとともに、事業の普及に努めています。

【課 題】

- 判断能力の低下しているひとり暮らし高齢者等が福祉サービス等を利用、契約する際、家族・親族がいなかったり、家族がいても高齢者への関わりを拒否している場合があります。

- 家族・親族から財産侵害されるケースが増加しているとともに、リフォーム詐欺等高齢者をねらった悪質商法が社会問題化しています。
- 認知症高齢者やひとり暮らし高齢者などがますます増加すると想定されるため、権利擁護のための成年後見制度の利用促進が重要です。
- 日常生活自立支援事業の利用者は年々増加傾向にありますが、制度の利用者と想定されるひとり暮らしの軽度認知症高齢者や知的障がい者、精神障がい者の総数から考えると、一層の制度利用が期待されています。
このため、制度の周知とともに、市町村・地域包括支援センター、民生委員など地域の関係機関との一層の連携のもと、制度の利用を必要としている方を掘り起こす相談対応やネットワーク体制の強化が必要です。

■日常生活自立支援事業の利用（契約）件数 （単位：件）

| | H21 | H22 | H23 | H24 | H25 |
|---------|------|------|-------|-------|-------|
| 認知症高齢者等 | 87 | 67 | 85 | 96 | 138 |
| 知的障がい者等 | 25 | 23 | 18 | 20 | 33 |
| 精神障がい者等 | 17 | 14 | 18 | 35 | 33 |
| その他 | 17 | 9 | 15 | 13 | 8 |
| (終了) | (78) | (96) | (112) | (113) | (115) |
| 計 | 146 | 113 | 136 | 164 | 212 |

出典：県地域福祉国保課調

【施策】

- 市町村長申し立て制度の促進（23／36 保険者（H26.4.1 現在））
成年後見の申し立てを行える親族がいないと思われる場合や、親族があっても申し立ての意思がない場合には、本人の保護を図るため、市町村長申し立て制度の利用促進を引き続き行います。
また、本人に資力がない場合には、鑑定費用などの申し立ての経費や後見人に支払う報酬について地域支援事業により引き続き支援します。
- 日常生活自立支援事業の促進
 - ・ 県では、住み慣れた地域での自立した生活を支援していくため、県社会福祉協議会による、日常生活自立支援事業への取り組みを支援します。
また、事業の積極的な取り組みに向けて、市町村、県社会福祉協議会、市町村社会福祉協議会との間で議論を深めていきます。
 - ・ 広報啓発により、日常生活自立支援事業の一層の認知度向上を図ります。
特に、市町村・地域包括支援センターや民生委員など関係機関に対する一層の制度周知により、支援を必要とする方の利用につなげます。
また、日常生活自立支援事業の周知にあたっては、成年後見制度と連携を図りながら行います。
- 第三者（市民）後見人の普及啓発
 - ・ 成年後見制度の利用促進の観点から、第三者（市民）後見人の養成が重要です。県では、市町村が第三者（市民）後見人の養成に取り組めるよう説明会の開催などの支援を行います。